

新城市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の週休2日制の普及を推進し、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保し、公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 第3条第2項に規定する対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工又は現場閉所若しくは現場休息とする日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の工事をいう。
- (2) 分離発注工事 工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する工事をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (5) 準備期間 現場施工前に現場事務所等の設置や測量等を行う期間をいう。

(週休2日制の対象工事及び期間)

第3条 週休2日制の対象となる工事（次条において「対象工事」という。）は、新城市の発注工事のうち、建設工事（分離発注工事を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約される工事
 - (2) 設計金額が130万円以下の工事
 - (3) 緊急性がある工事
 - (4) 契約期間が3か月未満の工事
 - (5) 実工期の内、現地での作業が7日以内に終了する工事
- 2 週休2日制の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（片付け期間は含まない。）までとする。ただし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間は対象期間から除くものとする。

(週休2日制工事の指定及び発注)

第4条 発注者は、対象工事を指定する時は、工事名の末尾に「(週休2日)」と記載して発注するものとする。

(取組内容)

第5条 受注者は、週休2日制工事の施工計画書の提出時に、土木系の工事にあつては、土工計画表（別紙1）を、建築系の工事にあつては、現場閉所（現場休息）計画表（別

紙2) (以下これらを「計画表」という。)を発注者に提出し、確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所又は現場休息の予定日を調整した上で計画表を作成するものとする。

2 週休2日制の実施に伴う工期の変更は認めないものとする。

3 受注者は、工事現場において、週休2日制工事である旨を看板等で掲示するものとする。(別紙3参照)

(実施報告)

第6条 受注者は、毎月7日までに、前月までの休工又は現場閉所若しくは現場休息の状況を記入した計画表を、発注者に提出しなければならない。その際、併せて夏季休暇等の非対象期間を明示するものとし、発注者は、これを確認するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、土木系工事補正率(別紙4)又は建築系工事補正率(別紙5)により諸経費等の補正を行い、予定価格の積算を行うものとする。

2 対象期間の日数に対する休工又は現場閉所若しくは現場休息とした日数の割合(次条において「週休2日取得率」という。)が28.5%未満の場合には、減額変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間内の週休2日制の実施状況を確認し、週休2日取得率が28.5%以上の場合には、当該工事の工事成績評定で加点評価するものとする。なお、当該取得率が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点評価は行わないものとする。

(取組証の発行)

第9条 発注者は、前条の規定により加点評価した場合には、受注者に対して速やかに週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。

現場閉所(現場休息)計画表

(別紙2)

工事名:○○○工事

工期:令和○年○月○日~令和○年○月○日

月	10																															● ■計	対象期間
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
行事														スポーツの日																			
計画																																	
実施																																	
						</																											

週休2日制工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改良工事

発注者 新城市〇〇部〇〇〇〇課
(電話) 0536 - ** - ****

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
(電話) 0536 - ** - **** 責任者〇〇

ご迷惑をおかけします

〇〇〇の増築工事
をしています

この工事は週休2日制工事の対象です

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

発注者 新城市〇〇部〇〇〇〇課
(電話) 0536 - ** - ****

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
(電話) 0536 - ** - **** 責任者〇〇

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改良工事(週休2日)

発注者 新城市〇〇部〇〇〇〇課
(電話) 0536 - ** - ****

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
(電話) 0536 - ** - **** 責任者〇〇

土木系工事補正率

(1) 補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費率 1.04
- エ 現場管理費率 1.06

(2) 補正方法等

当初設計から対象期間内の休工日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

建築系工事補正率

(1) 複合単価

補正係数：1.05

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表1、表2及び表3（以下「各表」という。）の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を各表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 補正方法

当初設計から対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、現場閉所（現場休息）状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

(別紙5 - 表1)

建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02

植栽及び屋上緑化		1. 0 3	1. 0 3
----------	--	--------	--------

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(別紙5－表2)

電気設備工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1. 0 4	1. 2 2
	ケーブルラック	1. 0 3	1. 1 7
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1. 0 3	1. 2 1
	プルボックス	1. 0 2	1. 1 5
	プルボックス用接地端子	1. 0 0	1. 0 0
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1. 0 3	1. 1 6
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1. 0 1	1. 0 6
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1. 0 3	1. 1 7
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1. 0 3	1. 2 0
接地工事	(接地極工事) 鋼板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1. 0 3	1. 0 3

(別紙5－表3)

機械設備工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1. 0 3	1. 1 8
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1. 0 3	1. 1 8
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1. 0 4	1. 2 5
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1. 0 4	1. 2 5

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

様

新城市長

㊟

貴社が受注しました下記工事について、週休2日制の取組状況を確認した結果、履行実績が基準を満たしていることを確認しましたので、通知します。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額	金 円
工 期	年 月 日～ 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
業 種	
休 工 実 施 率	%